

「福、笑い」研究会の遵守事項細則

（目的）

第1条 この規則は、「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱（以下、「要綱」とする。）第3条の（6）に基づき、「福、笑い」研究会（以下、「研究会」という。）の遵守事項に関する必要な事項を定める。

（研究会の役割）

第2条 研究会は、福島県オリジナル米生産販売推進本部（以下、「推進本部」という。）が策定した「福、笑い」生産・販売戦略を理解し、販売店や消費者等ニーズにあった「福、笑い」を確実に生産・販売するために、会員相互の研さんや消費者等への情報発信に努めるとともに、「福、笑い」がブランド米市場における県産米の存在感を示し、県産米全体のけん引役として、県産米全体のイメージアップ、販売シェア拡大及び販売価格の引き上げを図り、生産者の所得向上を目指すものとする。

2 研究会は、新規栽培者や課題を有する生産者を重点的に支援する体制を確保すること等により栽培技術の向上や平準化を図る。

（作付面積）

第3条 研究会は、「福、笑い」の栽培経験のある生産者を優先するなど、確実に高品質・良食味な米を生産し、安定供給できる生産者に作付面積を配分する。

2 研究会は、出荷基準の達成に向け、「福、笑い」の特性や栽培方法等の理解を深める研修や勉強会等の取組を行う。

（栽培適地）

第4条 「福、笑い」は、「コシヒカリ」より耐冷性が弱く、登熟が緩慢な特性があることから、栽培適地は、原則標高300m以下とする。

なお、標高300m以上の地域であっても、研究会として「コシヒカリ」の栽培が可能であると判断した地域では、作付けが可能とする。

（活動計画の作成等）

第5条 研究会は、高品質・良食味な「福、笑い」を生産し、販売促進に向けた積極的な活動を実施するため、活動計画（様式1号）を作成し、研究会を所管する農林事務所を経由して、活動年度の4月10日までに推進本部へ報告する。また、その活動実績（様式1号）については、翌年の2月25日までに研究会を所管する農林事務所を経由して推進本部へ報告す

る。

- 2 研究会は、生産者の遵守事項や栽培方法の理解度について、作付前にチェックリスト（様式2号）により確認する。
- 3 研究会は、生産者の種子や苗の処分状況について、田植後に苗の処分報告書（様式3号）により確認する。
- 4 研究会は、生産者の遵守事項等の理解状況や苗の処分状況について、推進本部から報告が求められた時には指定された期日までに報告する。

（収穫した米の取扱い）

第6条 収穫した米の取扱いについては、要綱第3の（3）に基づき、収穫した米の全量（ただし、自己保有米及び直接販売を行う米を除く）を出荷契約を締結した集荷事業者へ出荷する。

- 2 研究会は、消費拡大に向けて生産者自らが使用するための保有米、縁故米等（以下、「保有米等」という。）の必要な数量等について、当該生産者や集荷事業者と調整する。

ただし、研究会は、保有米等の数量等の状況を把握し、過度な保有とならないよう確認する。

- 3 要綱第3条の（1）の調製基準及び食味・品質基準、等級基準（以下、「出荷基準」とする）を満たさない米を研究会会員以外の者に譲渡する場合は、原則として他品種と混合したブレンド米とする。

ただし、研究会会員から全国農業組合連合会福島県本部への譲渡については、単一原料米による取り扱いも可能とする。

- 4 直接販売を行う場合は、出荷基準を満たす米であることを確実に確認する。また、ブランド価値の確保のため、生産・販売戦略に沿った販売を行うものとする。
- 5 研究会は、保有米等の数量について、推進本部が指定した期日までに報告する。

附 則

この細則は、令和6年7月30日から施行する。

この細則は、令和8年1月21日から施行する。

この細則は、令和8年9月3日から施行する。

様式 1 号

「福、笑い」研究会年間活動計画（実績）書

提出日：令和 年 月 日

研究会名：□□□研究会

例	項目	活動時期（計画・実績）	実施回数	対象者	具体的な方法（取組結果）
	遵守事項、出荷基準等の説明会等	（例） 2月中旬	各地域1回	全構成員	地域別に分けて、説明会を実施
	遵守事項、出荷基準等の説明会等				
	施肥設計やほ場選定等の事前確認				
	現地ほ場巡回				
	栽培講習会				
	栽培実績検討会				
	販売促進活動				
	新規栽培者等へのフォロー体制				
	その他（ ）				

【様式 2 号】

令和○年度「福、笑い」生産者への作付け前チェックリスト

番号	内容	チェック
1	「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱にかかる遵守事項	
	①	調製基準（ふるい目 1.9mm 以上） 食味・出荷基準（玄米タンパク質含有率 6.4%以下 農産物検査 <u>2 等以上</u> ）
	②	食味・品質基準の自主検査方法
	③	自己保有米、直接販売米を除く全量を出荷契約締結業者に出荷
	④	種子・苗の譲渡禁止 （余った種子、苗は廃棄処分）
2	「福、笑い」生産・販売戦略等にかかる遵守事項	
	①	トップブランド米としての位置付け、高価格帯での販売
	②	配分面積に沿った適切な栽培
3	作付計画の確認	
	①	適切なほ場を選定する （栽培適地、水持ち、肥沃度等）
	②	栽培暦に沿った栽培を行う（ただし過年度の実績を基に、出荷基準の達成及び面積の拡大を図るために必要な栽培方法の調整は可能）
	③	基肥 （使用予定資材： ○○ Δ kg/10a（N 成分 Δ kg/10a）
	④	追肥 ※幼穂形成期に葉色値により散布量を判断 （使用予定資材： ○○ Δ kg/10a（N 成分 Δ kg/10a）
	⑤	胴割れ防止のため、積算気温や黄化率から判断し、適期に刈取する

以下の項目について、内容を理解し、実践することを確認しました。

確認日：令和○年○月○日

○○○ 研究会

生産者氏名：○○○○○

【様式3号】

「福、笑い」種苗の処分報告書

福島県オリジナル米生産販売推進本部「『福、笑い』生産に係る登録制実施要綱」に基づき、下記のとおり「福、笑い」の苗・種子を適正に処分しましたので、報告します。

記

- 1 作付面積 : a
- 2 購入種子量 : kg
- 3 育苗した箱数: 枚
- 4 使用箱数 : 枚
- 5 残った箱数・種子量: 枚、 k g
- 6 残った苗・種子の具体的な処分方法

--

以上、相違ありません。

令和 年 月 日
〇〇 研究会
住所:
氏名:

※余った苗・種子により配分された作付面積以上の作付けを行うことは認められていません。 ※また、苗・種子の第三者への再譲渡も認められていませんので、必ず自分で適切に処分してください
--